

第23期 第10回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和8年6月19日（金）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）アゲマキに係る試験養殖について（報告）・・・・・・・・・・P1～2
- （2）有明海区における区画漁業の漁場計画（案）について（答申）・・・・・・・・P3～9
- （3）令和8年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・P10～16
- （4）令和8年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）・・・・・・・・・・P17～27
- （5）その他

3 閉 会

試験養殖実績報告書

佐有漁協指第84号

令和8年6月9日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

令和8年4月22日付け(試養第261001号)で承認を受けた試験養殖について、
別紙のとおり報告を致します。

R8 年度試験養殖（アゲマキ）の結果

1. 試験養殖概要

1) 水産動植物名：アゲマキ

2) 種苗の供給元および供給量（実績）

当初計画：有明水産振興センター試験区画に放流した種苗合計 8 万個体（想定生残率 40%）

実 績：0 個体

2. 試験養殖実績

試験項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種苗導入	← 7月導入 →										
行進	種苗が導入できなかったため実施していない。										

3. 収支報告

1) 被覆網を用いた干潟養殖

支出

費目	金額
アゲマキ種苗代	55,000円
被覆網	既所持物
支柱竹	既所持物

収入

費目	金額
	0円

2) カゴを用いた干潟養殖

支出

費目	金額
アゲマキ種苗代	385,000円
カゴ	既所持物

収入

費目	金額
	0円

4. 試験結果

5 月より有明水産振興センター試験区画に放流した種苗合計 8 万個体（想定生残率 40%）を用いて試験養殖を実施する予定であった。だが、取り上がり数が 0 個体であったため、種苗導入ができず試験養殖は中止となった。

水産第 638 号
令和 8 年 5 月 11 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県有明海区における区画漁業の漁場計画の変更について（諮問）

令和 6 年 9 月 1 日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和 8 年 6 月 30 日までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、寺田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

漁場計画（案）

（令和8年10月1日免許）

佐 賀 県 有 明 海 区

区 画 漁 業 権

3 区画漁業

- (1) 公 示 番 号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表のとおり
 - ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 - エ 漁場の位置 別表のとおり
 - オ 漁場の区域 別表のとおり
 - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (3) 制限又は条件 別表のとおり
- (4) 免許予定日 令和8年10月1日
- (5) 申請期間 令和8年7月1日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

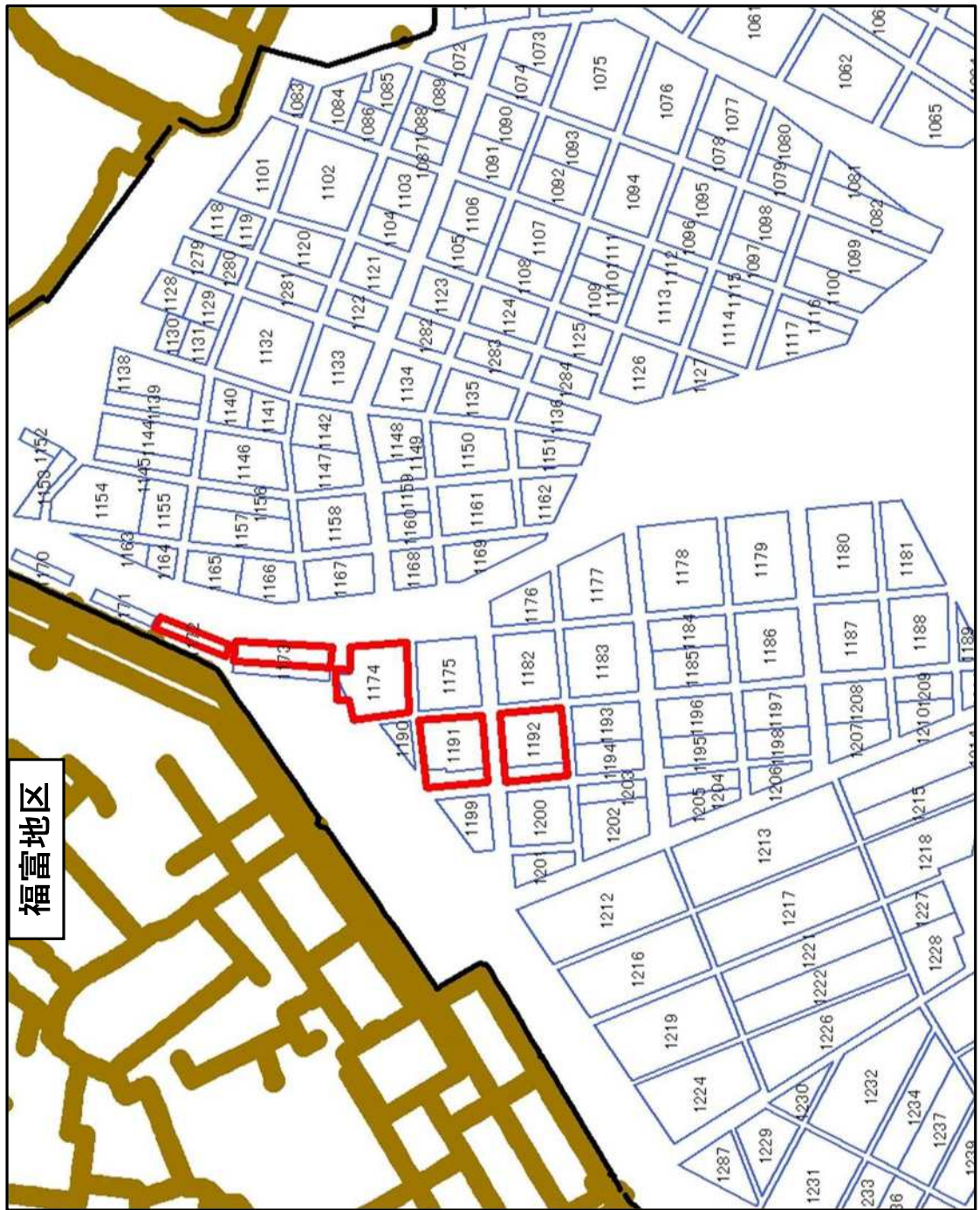
- 存続期間 令和8年10月1日から令和10年8月31日まで

別表第 1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1174号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分21秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分12秒 東経 130度13分02秒 点キ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分10秒 点ク 北緯 33度09分17秒 東経 130度13分10秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	区画の変更
有区第1191号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分40秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大
有区第1192号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分40秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大

漁 場 計 画 図

区画漁業権図



水産第1203号
令和8年6月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

令和8年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第 8 2 号
令和 8 年 6 月 9 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

えび 2 そう船びき網漁業の許可について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、9 月 5 日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび 2 そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび 2 そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を 10 月 1 日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこのような要望がなされ、生計への依存度の大小はありと思われませんが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。

記

- 添 付 書 類
- ・大浦支所運営委員長よりのえび 2 そう船びき網漁業許可についての要望書（写）
 - ・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび 2 そう船びき網漁業の許可条件についての要望書（写）



令和 8 年 6 月 4 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長 貞包 保則

えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。

10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。最盛期としては9月5日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。

つきましては事情を御賢察下さり9月5日より操業出来ますよう要望致します。



令和8年6月5日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

アンコウ網漁業者

東部地区代表

東与賀町支所 吉田 篤人

中部地区代表

芦刈支所 陣川 啓次

竹羽瀬漁業者

東与賀町支所 吉田 幸男

えび2 そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓 猛暑の候、ますますの御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われまます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび2 そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海においての漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび2 そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願い申し上げます。

記

えび2 そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を10月1日として頂きたい。

令和8年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - （1） 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （2） 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （3） 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - （4） 適切な資源管理を実践できる者
 - （5） 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - （6） 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和8年9月15日から令和8年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和8年7月31日から令和8年8月21日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和8年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和8年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和8年7月31日から令和8年8月21日までにおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和7年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和7年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和8年8月22日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。
ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

水産第 1280号
令和8年6月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

令和8年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第88号
令和8年6月11日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も当漁協組合員 中島作好 他1名 より標記漁業許可について
別添とおり要望がありましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

添付書類 「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）

要 望 書

県当局におかれては、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、4トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限を受け海苔養殖漁場内での操業が出来ないことになっております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿、漁業調整委員会へ陳情申し上げ御検討を頂き、試験操業として許可を受け、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さいます様連署をもって要望致します。

記

- 一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をつける為、漁獲量が減少しているので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。
- 二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。
今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願い申し上げます。

令和8年6月9日

佐賀県西部地区網漁業者一同

佐賀県西部地区網業者

住 所	氏 名	印

令和 8 年 6 月 9 日

佐賀県有明海漁業協同組合

白石支所運営委員長 様

鹿島市支所運営委員長 様

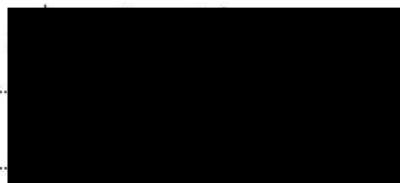
グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意
下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを
厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対
ないよう致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 漁業種類 グチ固定式刺網漁業
2. 操業期間 許可の日から令和9年4月30日まで
3. 操業区域 別紙のとおり
4. 漁業許可申請者



印

印

印

印

意見書

令和 8 年 6 月 9 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市

(代表者名) 支所運営委員長 中 島 龍

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが、
当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます
様、県に対して要望頂きたく宜しくお願い申し上げます。

意見書

令和 8 年 6 月 9 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 白石支

(代表者名) 支所運営委員長 久野 健児 郎

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが、
当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます
様、県に対して要望頂きたく宜しくお願い申し上げます。

同 意 書

令和 年 月 日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業
について同意します。

令和 8 年 6 月 9 日

(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 白石町支所

(代表者) 支所運営委員長 久野 健児郎

(住 所) 佐賀県鹿島市浜町1707番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所

(代表者) 支所運営委員長 中 島 龍

令和8年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（１）と（２）は合計１２隻

操業区域の（３）－①は３隻、（３）－②は３隻、（３）－③は３隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

（１） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア	第３３２号鋼管	イ	第３３５号鋼管	ウ	第３３７号鋼管
エ	第３５０号鋼管	オ	第３９２号鋼管	カ	第３５１号鋼管
キ	第３９５号鋼管	ク	第３７４号鋼管	ケ	第３７５号鋼管
コ	第４３１号鋼管	サ	第４３２号鋼管	シ	第４２９号鋼管
ス	第５８号鋼管	セ	第４２２号鋼管	ソ	第４４４号鋼管
タ	第４１４号鋼管	チ	第４０４号鋼管	ツ	第４０３号鋼管
テ	第４００号鋼管	ト	第３７９号鋼管	ナ	第３９７号鋼管
ニ	第３６７号鋼管	ヌ	第３９６号鋼管	ネ	第３６０号鋼管
ノ	第３５８号鋼管	ハ	第３９４号鋼管		

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（２） 次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第１２１２号、有区第１２１３号、有区第１２１４号、有区第１２１６号
- ② 有区第１２１５号、有区第１２１７号、有区第１２１８号、有区第１２１９号、有区第１２２２号、有区第１２２４号、有区第１２２６号、有区第１２２８号、有区第１２２９号、有区第１２３０号、有区第１２３１号、有区第１２３２号、有区第１２８７号

（３） 次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第１１９４号、有区第１１９５号、有区第１１９８号、有区第１２０３号、有区第１２０４号、有区第１２０６号、有区第１２０７号、有区第１２１０号
- ② 有区第１２７２号、有区第１２７３号
- ③ 有区第１１７４号、有区第１１８５号、有区第１１８６号、有区第１１８７号、有区第１１８８号、有区第１１８９号、有区第１１９０号、有区第１１９１号、有区第１１９２号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2) - ① 白石支所(旧 白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2) - ② 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3) - ① 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3) - ② 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3) - ③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)
第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和8年9月1日から令和9年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和8年7月9日から令和8年7月31日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和9年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和9年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱い、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和8年7月9日から令和8年7月31日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和8年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和8年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和8年8月1日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならない。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下でなければならない。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。